

# ふるさと納税の仕組み

「ふるさと」や「応援したいまち」に寄附をすると住民税などが軽減されます

## 【税の軽減額の計算方法】

【所得税】次の金額が軽減されます

(年間寄附額－2,000円) × 所得税率

【個人住民税】次の①＋②の額が軽減されます

①基本分 (年間寄附額－2,000円) × 10%

+

②特例分 (年間寄附額－2,000円) × (90%－所得税率)

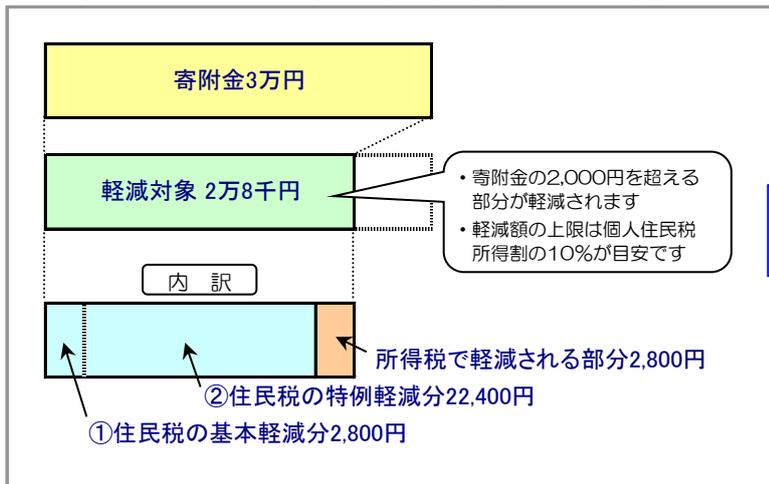
※②は、個人住民税所得割の10%を限度



- ・軽減には下限額(軽減対象外)があります  
寄附金の2,000円を超える部分が税で軽減されます
- ・軽減には上限もあります  
上限は個人住民税所得割の10%が目安となります

## 【軽減額計算の具体例】

給与収入700万円、夫婦・子2人、個人住民税30万円、所得税率10%、寄附金3万円の場合



実質的な負担額(自己負担)は

**2,000円となります**

ただし、寄附金が個人住民税所得割の10%を上回る場合は、自己負担額が増加しますのでご注意ください

ふるさと制度を悪用した犯罪には、十分ご注意ください

北海道 標津町 財政課 財政担当

〒086-1653 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1-3

電話 0153-82-2131 FAX 0153-82-3011

e-mail furusato-ouen@shibetsutown.jp